

益田家文書に見る浦方制度（下） ～益田家給領と周辺諸浦の漁場争論を中心に～

木 部 和 昭

(55巻5号のつづき)

5、益田家給領地と江崎浦を巡る漁場関係

4節までで述べたように、南隣する惣郷村の漁業発展は、須佐浦の漁業権や領海権の前に限定され、須佐浦にさほどの影響を及ぼさなかった。これに対して、東隣に位置する江崎浦の存在は、それが益田家給領地の中に飛び地のよう存在する蔵入地だったが故に、惣郷村の場合とは対照的に、非常に厄介な問題を引き起こした。次に、この江崎浦と益田家給領地との間における漁場争論を見てみたい。

まず、益田家文書に基づいて、この地域の漁業関係を整理しておこう¹⁾ (図表4参照)。

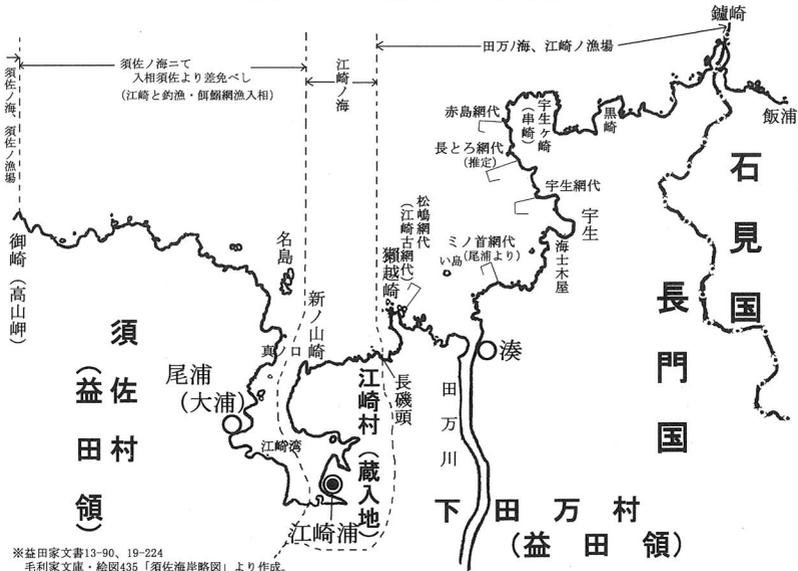
この地域の沿海部には、中世末頃までは、須佐郷と田万郷の二つの村落が存在し、それぞれが須佐湾に位置する須佐浦、江崎湾²⁾に位置する江津浦を抱え、各村の沿岸海域を漁場としていたようである。この内、田万郷江津は、往古、津波の被害にあって壊滅し、浦方は田万川河口部に位置する湊へ移住したと伝えられる³⁾。その後、萩藩の成立とともに、須佐村が永代家老益田家(本家)の知行地に、田万村(後に上田万・下田万に分村)が分家の益田河内家(後の寄組間田益田家)の知行地となったが、この益田河内領の時代に、下田万村の浦方は、再び江崎湾内に移された。これが江崎浦の始まりである。

1) 本節の記述は、特に註記しない限り、益田家文書1-11「須佐領網代之儀ニ付地下より申上候事」(元禄2年閏正月13日)および20-11「江崎網宇生之網代敷ニ付覚」(元禄2年閏正月9日)による。

2) 本稿では便宜上、江崎港の立地する入江を「江崎湾」と呼ぶ。

3) 宝暦3(1753)年「江崎村石高由来境目書」(『防長地下上申』4, p.639)。

図表4 江崎浦周辺の漁場関係



この段階では、江崎浦は下田万村の一部であり、同村の沿海部が引き続き漁場として利用可能であったため、特に大きな問題はなかった。

しかし、その状況は寛永の知行替で一変する。寛永2（1625）年、下田万村の給領主であった益田河内は山口宰判問田村へ所替えとなり、下田万村は益田本家の給領に編入された。ところが、萩藩では一人の給領主の知行地に「二浦ハ不配」、すなわち二つの浦方を領有するのを認めないという原則があった。漁業の提供や船役の確保など、特殊な権益を有する浦方が特定の家臣に集中しないための配慮であろう。この原則に照らせば、益田本家が須佐村・下田万村を領有すれば、須佐浦・江崎浦の二つの浦を支配下に置くことになり、不都合が生じる。そこで藩は、寛永検地による江崎浦の浦石（浦屋敷石3.14石+浦浮役石39.752石）に周辺の地方分60石を合わせて村高100石余の江崎村とし、下田万村から分村して蔵入地に編入する措置を講じた。この結果、蔵入地となった江崎村は、益田家給領である須佐村・下田万村に挟まれた飛

び地のような存在になり、支配違いに起因して、海に対する権利関係が不安定なものとなった。形式的に言えば、下田万村は、石見境からの長大な海岸線を有するにも関わらず漁業集落を喪失し、逆に江崎村は、固有の海岸線はわずかしかなないにも関わらず本浦としての漁業権を公認されることになったのである。しかし、この寛永2年の江崎村引き分け当時、その漁場は明確に定められていなかったようで、これが後々の争論の火種となった。

江崎村引き分け当初の寛永期には、しばしば江崎浦の漁民が、西の須佐浦の漁場に侵入して和布を茹るなどして争論となっていたようである。寛永12（1635）年の事例⁴⁾では、江崎浦はこうした不法操業について、「江崎自由可仕磯無之」という言い訳をしており、江崎浦の漁場（海岸線）が極端に狭かったことに原因があったようだ。

おそらく、寛永12年以降も、同種の紛争は絶えなかったのであろう。また、蔵入地の本浦である江崎の漁場問題を、藩としてもこれ以上曖昧なまま放置できなかった。そこで正保4（1647）年、益田家家臣大谷伊賀が、江崎の漁場に関する一通の覚書を萩藩郡奉行和智文右衛門へ提出し、この問題に対する決着が図られた。その内容は以下のようなものであった⁵⁾。

一自江崎石見堺たゝら崎迄之儀者、時々之つり・いそな其外ひつりなと仕
とり候ととも、此方より海辺せいとう仕間敷候、此内湊河尻はりも并ニ
寄物之儀者、自先年此方へつき申候、又あま銀なども従先年之御定御座
候、此外之儀者江崎浦人勝手次第ニ可被仰付候、為後日一書如件

正保四年十月八日
益田越中守内 大谷伊賀守判
郡奉行 和智文右衛門様

これによれば、江崎村から石見と長門の国境である^{たたら}鑪崎までの沿海部において、江崎浦が自由に釣漁や磯菜取りを行う事を認めるという、益田家側の見解が示されている。この江崎境から鑪崎までの海岸線は、益田家の一郷一

4) 益田家文書58-29「須佐浦庄屋田村作兵衛・同浦散司野村久右衛門尉連署覚書（須佐・江崎堺目出入之事）」寛永12年8月16日。

5) 益田家文書14-40-10-1「益田家中大谷伊賀覚書」（同家文書9-218で補訂。但し、どちらも写である）。

村知行地である下田万村に属しており、本来、海に関しても益田家に支配権があったはずである。しかし、益田家はこの海域で江崎が漁を行っても、海に対する支配権は行使しないと声明しており、ある意味、下田万村沖における領海権を放棄したとも理解できる。ただ、よくよく考えてみれば、この対応は、江崎村引き分け以前の漁場秩序を再確認・追認したものであり、浦方制度の原則に適っている。すなわち、下田万の海は、下田万村の一部であった江崎浦の本来の漁場であり、分村によって支配が変わっても、江崎が浦方である以上、その漁業権が優先的に継続されるのが筋であった。一方、下田万村には正規の浦方が存在しないため、地方に許された地付海岸での漁業権しか持たないはずで、それに異議を差し挟む余地はなかった。これを裏付けるかのように、田万川河口の湊周辺での「針藻」(採藻)や、「寄物」(漂着物、寄鯨や難破船処理も含む)、「海士銀」に対する権利のみは、益田家および下田万村側に留保されることが確認されている。この内、「海士銀」とは、下田万村宇生の磯に筑前鐘崎から入漁していた海士の納める入漁税であり、これも地付海岸に帰属する漁業権の一部とみなし、その収入権が下田万村側に残されたのである⁶⁾。この段階では、藩の浦方制度に関する原則が厳然と機能しており、一郷一村知行による給領主の支配権もその枠内に限定されていた事がうかがえる。こうして下田万沿岸海域は、江崎浦の漁場であるとともに、地付海岸は下田万村が支配するという漁場秩序がとりあえず確立したのであった。

一方、江崎浦は西側にも問題を抱えていた。特に、江崎浦の立地する江崎湾一円が同浦の領海でなかったことに注目せねばならない。実は、須佐村と江崎村の村境は江崎湾内を東西に二分して引かれており、東岸は江崎村、西

6) 下田万村給庄屋・大谷家文書(個人蔵)には、延宝期から幕末に至る時期の下田万村沿岸における破難船救助記録、朝鮮人漂着記録が数多く残されている。また、筑前鐘崎海士の入漁の際の来着付届や海士立銀等の出納に関する記録も多く伝存している。いずれも、この海域の地付海岸を管轄していたのが下田万村であった事を示す重要な証拠である。正保期に確認された原則がその後も機能していた証左であろう。同家文書については、山口県教育委員会『下田万村庄屋 大谷家歴史資料目録』(山口県歴史資料調査報告書第4集, 1987年)参照。

岸は須佐村という状態にあった。江崎浦は、例え目前の海域であっても、うかつに操業すると須佐村の漁場を侵害する可能性が高かったのである。

それに加えて、さらに江崎浦の脅威として出現したのが、須佐村尾浦（大浦）⁷⁾の存在であった。尾浦の集落は、江崎湾の西岸に位置し、まさに江崎浦の目と鼻の先にある。ここは本来、浦方として把握されていなかったが、その立地条件から自然発生的に漁業集落が形成されていった。万治3（1660）年頃に石州津田（島根県益田市）の者が尾浦に来て敷網漁を創始したというから、17世紀半ば頃には漁村化していたのであろう。もともと須佐浦は、惣郷境から須佐湾、そして高山岬沖一帯に広大な漁場を抱えていたから、江崎湾内に新たに漁業集落が出現することに支障はなかったらしい。それどころか、益田家では、内々に尾浦を浦方に取り立ててしまう。その事情を元禄2年の史料では、「大浦之儀、先年以来地方之御帳をはなれ、浦役各別ニ被仰付、其上須佐浦石七拾六石九斗八升貳合之内、拾石九斗九升七合余ハ大浦より相調申候」と伝える。「先年」がいつかは不明だが、須佐浦石76.982石が貞享検地の海上石高と一致するため、おそらくそれ以降のことであろう。益田家は、藩の貞享検地では地方とされた尾浦を独自の仕法で勝手に浦方に変換し、須佐浦の海上石の一部（10.997石余）を負担させるとともに、浦役（海上諸送りなど）をも勤めさせていたのである。これは形式的には、須佐浦を本浦とする「端浦」の取り立てに該当する。しかし、地方の帳面から外し、浦役までも負担させるなど、実質的には新浦を取り立てたも同然であった。益田家給領は、「二浦ハ不配」という藩の古法を公然と破っていたことになる。おそらくこうした浦分けは、蔵入地では絶対にあり得ないであろうから、まさに益田家領政の独自性を体現するものといえる。

この尾浦の出現が、江崎浦の漁業権と鋭く対立するのは当然の成り行きといえた。尾浦の漁場がどのように規定されたかは定かではないが、端浦である尾浦が、本浦である須佐浦の漁場を脅かす事態は避けられたはずで、必然

7) 尾浦は現行の地名だが、益田家文書等の史料では「大浦」と表記される場合が多い。本稿では基本的に尾浦を用いたが、史料の引用では大浦と表記する場合もある。

的に須佐村東海岸を中心に新たな漁場が求められたはずである。そして、尾浦がその漁業発展のために漁場として目をつけたのが、同じ益田家給領である下田万村の海であった。こうして元禄2（1689）年に、下田万村沖合の網代を巡って江崎浦と須佐村尾浦の漁場争論が勃発することになる。

6、元禄2年の須佐尾浦と江崎浦の漁場争論

元禄2（1689）年、この地域における複雑な漁場関係を象徴し、なおかつ、それ以後の漁場秩序の原則が定まることになる漁場争論が発生した。これが、下田万村沖の宇生の網代をめぐる江崎浦と須佐村尾浦との間での争論であった。

この争論の概要等を、大浦肝煎⁸⁾・須佐浦庄屋・下田万村庄屋ら、益田家給領側から提出された願書⁹⁾によって整理しておこう。

争論の発端は次のようなものであった。すなわち、下田万村宇生の網代では、先年より16年にわたって尾浦が「あご網」を敷いていたが、その後、網の仕入が困難となり中絶していた。ところがその後、天和2（1682）年から貞享3（1686）年にかけて上地（家臣知行地を藩が預かって管理）が行われた頃から、江崎浦が宇生に大敷網を敷くようになり、すでに4年ほど操業しているという。上地期間中は、益田家給領も一律に蔵入地となっていたため、海に対する給領主の支配権に空白が生じたのであり、江崎浦はその間隙を縫って下田万沖の網代を勝手に使い始めた、というのが尾浦側の認識であったようだ。ただ、当初は尾浦にこの網代の使用予定がなかったため、江崎浦の大敷網漁を黙認していた。ところが、この元禄2年春から尾浦でも大敷網漁を行うことになり、元禄元年冬に江崎浦に対して宇生網代の明け渡しを申し入れた。本来の持ち主が使うのであるから、当然明け渡されると思っていたところ、意外にも江崎浦はこれを拒否した。こうして、宇生の網代の帰属を巡って争論が発生することになった。

8) 尾浦は正規の浦方ではないため、浦庄屋や浦年寄ではなく、「肝煎」という独自の村役人を置いていた。

9) 益田家文書1-11「須佐領網代之儀ニ付地下より申上候事」（元禄2年閏正月13日）。

この争論の争点は、下田万村沖の漁業権は、江崎浦と益田家給領のどちらに帰属するのか、という点に集約できる。

これについて、尾浦は、下田万村は須佐領（益田家給領）であるから、その沖合の宇生の網代も須佐領の漁民のものである、と主張する。また、尾浦自体は須佐浦から浦石を分与された正規の浦方も同然であり、その漁業権を行使しうる立場にあることも強調している。

これに対して、当然、江崎浦は、その来歴（浦石の存在とその根拠となる漁場が下田万沖にあること）と共に、正保4年に「大谷伊賀覚書」で確認された漁場秩序、すなわち下田万の海は江崎浦の漁場である、とする取り決めに依拠して反論した。

しかし、尾浦は次のように応じた。まず、江崎浦が下田万沖に漁業権を有するというが、そもそも江崎浦が田万の湊から江崎へ移る際、浦石が20石余も減少しており、この減少分が下田万の漁場に該当するのではないか¹⁰⁾。だとすれば、下田万の海域には、江崎浦の浦石が存在しないことになり、その固有の漁場とはいえない。また、正保期の「大谷伊賀覚書」で江崎浦の漁民に許されたのは釣漁や磯菜取である。その当時はまだこの地域に網漁はなかったから、この取り決めの範疇外であり、網代に関する江崎浦の漁業権はそもそも認められていない。さらには、大敷網は地に付いて行われる漁業¹¹⁾であるから、寄物や海土立銀と同様、下田万村が支配する性格のものである。したがって、江崎浦が下田万沖の大敷網代について権利を主張すること自体論

10) 慶長検地では、田万郷には浦屋敷石3石1斗4升、浦浮役石61石5斗が存在するが、これが湊に浦方が置かれていた当時の浦石を反映すると思われる。江崎に浦方が移された後に実施された寛永検地では、浦屋敷石に変化はないものの、確かに浦浮役石が39石7斗5升2合に減少している。しかしながら、須佐郷の浦浮役石も、慶長検地では122.25石だったものが寛永検地では64.152石に減少しており、尾浦の主張は全く見当違いであった。

11) 大敷網は大規模な定置網漁法であり、長州式大敷網は、近世初期に長門国豊浦郡宇賀の山本惣左衛門・勘兵衛親子が、同郡湯玉浦で発明したといわれる。海岸部に番小屋を必要とするなど、その網代は陸地と一体となって機能していた。益田家文書20-11「江崎網宇生之網代敷二付覚」にも「大敷網之義ハ地をかたらい、なぎさより引出し敷申網之義ニ候へハ、兎角地へ付申物之由」とある。

外である。ただ、益田家給領は、蔵入地の浦方である江崎浦を完全に下田万沖の漁場から締め出す意図はない。同海域には他にミノ首・松嶋という網代もあり、そこには今年は尾浦が網を敷く予定が無いから、そちらに敷くというのであれば許可する。

こうした尾浦の主張を、領主の益田家中も支持しており、萩において益田家家臣が藩の担当者と交渉した際の覚書¹²⁾でも、同様の主張がなされている。そしてその中には、尾浦の者の発言として「此御方（益田家・筆者註）御領内無紛所、縦網代差免敷せ候義も此方之差図を請敷可申」という文言があり、下田万沖での江崎浦の漁業権は、あたかも益田家が「免許」したものであるような論調が垣間見える。そこでは、江崎浦の来歴や浦石に基づいて設定された固有の漁場という概念は頭から否定されている。尾浦における漁業発展が、下田万の海に対する益田家の支配権の主張を強めることとなり、結果的に、藩の浦方制度の原則を脅かすような状況が生じつつあった。

しかしながら、この争論の調停を任された奥阿武郡代官草刈喜平次が下した裁定は、尾浦や益田家の主張をほぼ否定するものだった。その内容は以下の通りである¹³⁾。

一下田万村之内宇生之網代を江崎浦と大浦之申相有之ニ付而、双方之申分令詮議見候處ニ、下田万と江崎之境長磯頭より北石見境たゝら崎迄之分ハ下田万之海無紛候へとも、江崎浦最初は下田万之内湊ニ有之候、湊ニ而上納仕来候浦石を抱候て江崎江引越、今以右之浦石調来、下田万ニ浦石無之候、其上益田越中殿御家来大谷伊賀書付之物定旁、江崎之獵場ニ相極候間、宇生之網代へハ江崎より大敷しかせ申候、大浦より申分有之間敷候事

一浮釣・昼釣之分ハ可為入相候事

一大浦より先年宇生へあこ網敷候例有之候、其節江崎より申分無之しかせ申候段ハ江崎緩せ申後ニ候、其上江崎浦人共書物ニ江崎浦之内宇生之網

12) 益田家文書20-11「江崎網宇生之網代敷ニ付覚」（元禄2年閏正月9日）。

13) 益田家文書9-125「江崎・大浦網代争論ニ付令沙汰麻々ツ書控」

代と書付申候段は不心得不謂事候、依之ミのくひ之網代壹ヶ所之儀者、
 大浦へしかせ候間、後年江崎より申分有之間敷候事
 一江崎浦人より之書物ニ、御崎より石見境たゝら崎迄ハ江崎之海と申候得
 共、新之山崎より御崎迄之海ハ須佐分之海無紛候、乍去浮釣・昼釣等之
 儀者可為入相候、須佐より新規之あミ仕候ととも、江崎より申分有之間
 敷候、江崎より新規之網仕出申間敷候事
 右前書之通ニ此度令沙汰候間、後年此仕相違有之間鋪候、為後日双方へ書
 付仕遣置候所如件

元禄貳年二月日 (奥阿武郡代官) 草刈喜平次
 江崎 浦年寄
 大浦 浦肝煎

まず第1条では、江崎・下田万の境である長磯頭から石見境の鑪崎までの
 海域について、下田万の海（益田家給領の領海）であるが、江崎の漁場（網
 代も含めて）であると規定している。江崎浦は下田万村に属していた時代か
 らの浦石を今も保有しており、その浦石に下田万沖の漁場も含まれていると
 という判断である。正保期に「大谷伊賀覚書」によって確認された漁場秩序を、
 網漁にも敷衍して踏襲したのである。この結果、争論の原因となった宇生の
 網代に対する漁業権は江崎浦に認められ、先述した尾浦側の主張は全面的に
 退けられた。ただし、第2条にあるように、釣漁については尾浦と江崎浦の
 入相とすることが規定され、また、第3条では、ミノ首網代の一ヶ所だけ、
 特例として尾浦に漁業権を与えている。この特例には理由があった。先年、
 宇生の網代に尾浦があご網を敷いた際、漁業権を持つ江崎浦が何の異議も申
 し立てなかったのは江崎の落ち度であり、その代償としてミノ首網代が取り
 上げられ、尾浦に与えられたのである。これによって益田家側の顔を立てる
 という意味合いもあった。また、あくまでも特例扱いとすることで、下田万
 沖の海が江崎浦の漁場であるという原則は貫かれている。ただし、代官側は
 事前に益田家に下田万沖の三ヶ所の網代（宇生・松嶋・ミノ首）の善悪を尋
 ねており、その時に遠浅で役に立たない最悪の網代と回答されたのがミノ首

網代であった¹⁴⁾から、あくまでも最低限度の譲歩であった。やはり、浦方の漁業権が優先されたことがうかがえる。

第4条は、直接今回の争論とは関係ないが、須佐・江崎間の海境・漁場の確定である。江崎浦はこの方面の海境について、高山岬（御崎）までと主張していたようだが、こちらはあっさりと否定され、江崎湾口の「新（真）の山崎」が須佐との海境とされた。これは須佐村と江崎村の村境である。須佐村が本浦である須佐浦を擁する以上、江崎の海上権益は村境を越えることはできなかったのであり、浦のない下田万村の場合と対照的である。ただ、下田万沖でもそうだったように、沖合での釣漁は入相とされた。しかし、須佐浦が新規の網漁を始めても江崎浦は異議を差し挟むことはできず、逆に江崎浦による新網は禁止されるなど、須佐浦の漁業権が優先された。

なお、代官草刈喜平次が須佐浦庄屋に宛てた同事案に対する裁決¹⁵⁾は以下の通りである。

覚

一今度宇生網代之儀ニ付而江崎と大浦と申相仕候、此段者正保四年郡奉行和智文右衛門（又カ）ニ対シ益田越中殿家来大谷伊賀書付辻今以無相違候、然者長磯頭より石州境たゝら崎迄ハ田万之海、越中殿領分無紛候、網代之分ハ如古例江崎之獵場無紛候、然共先年大浦よりあご網敷候時、江崎より其沙汰不仕敷せ候ニ付、向後ミのくびの網代壹ヶ所者大浦江網敷せ可申事一新之山崎より御崎迄茂須佐之海、越中殿領分無紛候、然とも浮釣昼釣者入相ニ仕へし、餌鯛之網茂入相ニ須佐より差免へし、江崎真口より内にてハ鯛網諸獵ともニ、是茂須佐より江崎江差免、大浦とハ入相ニ可仕事右今度申相仕ニ付、得御内意如此相極候間、向後此辻を以可有沙汰候、此段江崎御庄屋藤兵衛江茂申渡、一同之書付渡置候、以上

元禄二年

巳ノ三月七日

草刈喜平次（印・花押）

須佐浦庄屋

勘平次殿

14) 益田家文書20-11。

15) 益田家文書11-16-1「奥阿武郡代官草刈喜平次覚」元禄2年3月7日。

前半部分は前掲史料の内容を要約して示しているが、後半の部分では、高山沖での餌網も須佐・江崎入相とし、江崎湾内における網諸漁も江崎・尾浦の入相とすることが具体的に規定されている。ここで注目しておきたいのが、後半部分に多出する「須佐より江崎へ差免」という表現である。この江崎湾や須佐高山沖の海域では、須佐が江崎の入相を「差し免す」という表記が多用されているのに対し、前半部分の下田万沖の海域に関する規定ではこの表記が全く無い。これは、須佐浦固有の漁場での入相は、須佐側が免許する性格のものだったのに対し、下田万沖の漁場は江崎浦固有の漁場と位置づけられていたからであり、益田家や下田万村が「差免」する必要がなかった事を示している。このことから、先に見た尾浦の主張、すなわち、下田万沖での江崎浦の漁業権は益田家が「免許」したものという主張は否定されたと見るべきであろう。

以上の草刈喜平次の裁定は、江崎浦の落ち度を理由として尾浦に与えられたミノ首網代の件や、尾浦の浦方としての正当性に敢えて言及しない点¹⁶⁾など、ある程度、益田家給領の支配権に配慮している。しかし、浦石を有する本浦（この場合は江崎浦）の漁業権が、地方（下田万村）や端浦（尾浦）に対して優先されており、近世初期以来の浦方制度の原理が貫徹された裁定と見てよい。益田家給領の海上支配権は、藩の原理の枠内に押しとどめられたのである。そしてこの裁定は、その後もこの地域の漁場秩序の原則として幕末に至るまで機能し続けることになる。

16) 大島宰判や上関宰判など瀬戸内海沿岸地域では、本浦と端浦の漁場争論は、必ず本浦の漁業権が優先された。端浦は検地帳の上では地方であり、その漁業権は本浦と対等ではないからである。尾浦と江崎浦の場合も、尾浦の浦方としての正当性を問題にすれば、別の論理で決着させることが可能であったろう。事実、藩の役人が益田家と折衝した際には、尾浦の浦方としての実態を問いつけている（益田家文書20-11）。しかし、最終的な裁定では、この問題に全く触れていない。須佐浦による尾浦の浦分けは、益田家給領内部の、しかも須佐一村内に限られた問題であり、おそらく、藩の側は益田家に配慮して、この点に言及するのを意図的に避けたと思われる。尾浦の存在は黙認されたのである。

7、元禄2年以降の江崎浦との漁場関係

この元禄2年の漁場争論はこれで終わったわけではなかった。草刈喜平次による裁定が下された直後の同年3月13日、江崎浦の漁民が須佐領名島近辺で和布を密漁するという事件が発生した。これを見とがめた尾浦漁民は、その和布苜竿を差し押さえたが、江崎浦庄屋藤兵衛は、これを萩へ訴え出て訴訟沙汰にしてしまった。江崎浦は、先日の草刈喜平次の裁定で、須佐領高山岬までの海域は入相になったはずであり、それを取り締まられるのは納得できないと主張した。しかし、この江崎浦の行為に激怒したのが、時の当職・毛利市正（就直）であった。実は先日の宇生網代を巡る争論では、形式上は代官草刈喜平次による調停という形で裁定を下したものの、実際には当職が関与していた¹⁷⁾。益田家の体面を立てつつ、江崎浦の漁業権を認めて浦方制度の原則を貫徹するべく、江崎と須佐の仲裁に腐心したにもかかわらず、江崎浦は、日ならずして、釣・餌網に限られた入相を、和布苜りにまで拡大解釈して須佐領で密漁を行ったばかりか、それを萩へ訴え出たのである。毛利市正は即座に江崎浦庄屋藤兵衛を萩に連行し、有無をいわず籠舎にしまった。藤兵衛は、皮肉なことに須佐領主益田越中の取り成しにより出籠するのだが、この事件が契機となって、江崎浦による須佐領への密漁はしばらく息を潜めることになった。

この事件の顛末を記した益田家中安富与左衛門の覚書¹⁸⁾の一節には次のような興味深い記述が見える。

一須佐御領と江崎境目之義、近年江崎より色々と申掠候、御代官衆其外御手子衆迄も、江崎之義者御蔵入之義候故、江崎之申分尤之様ニ被申通相

17) 例えば当職毛利市正就直は、益田家当主の益田越中元道に対して、江崎と尾浦の争論の見通しについて、わざわざ書状で事情を説明している（益田家文書51-300-1、元禄2年2月22日・3月9日の2通）。また、益田家家臣緒方助右衛門が、「毛利市正様御手子」（当職手元役か）であった国重三郎兵衛を通じて交渉を行っていた（同51-300-2）。

18) 下田万村庄屋大谷家文書19-146「元禄式年之正月ニ宇生之網代之義ニ付而須佐御領と江崎と境目出入ニ相成、公儀御沙汰之上落着仕候、其已後間茂無之江崎之もの須佐分海へ参和布苜申候付而、江崎御庄屋藤兵衛籠舎被仰付候覚書」（元禄2年5月1日）。なお、益田家文書44-19-2～3にも同じ記録が残されているが、こちらは未見。

聞へ、何角ニ付此御方御氣之毒ニ思召候折柄、不慮ニ境目出入出来仕候、尤宇生・松嶋之両網代ハ江崎海上石有之故江崎分ニ被仰出候へとも、境目其外之義往古より之例を以此御方御存分ニ埒明、剩江崎御庄や藤兵衛義籠舎迄仕、境目之杭ヲ打せ被成たと、下々式申相候事

ここには、江崎浦に対する益田家側の意識がよく現れている。益田家給領（須佐御領）と江崎の境目争論は、益田家側から見れば、江崎が虚言を弄しているとしか映らないのだが、奥阿武郡宰判の代官や手子らは、江崎が蔵入地であるが故にその主張が正当であると判断しがちであり、益田家側が非常に不利な立場に追いやられている、という認識である。明らかに益田家給領は、蔵入地に対する一種のコンプレックスを抱いており、その裏返しで、江崎浦の行為に敏感に反応し、争論が発生しやすい状況にあったといえる。このため、先の争論において下田万村の宇生・松嶋網代は、江崎に海上石があるために江崎の漁場にされてしまったと記しながら、その行間からは、蔵入地であるが故に江崎に有利な裁定が下ったという無念さがうかがえる。その一方で、この一連の漁場争論を通じて、村境などは益田家の主張する古例に基づいて明確に定まると評価する。しかし、江崎村庄屋藤兵衛が籠舎に処せられたことで、しばらくは江崎浦の不法操業は影を潜めるであろうから、あたかも村境に杭が立てられたのと同様の効果もたらされた、というくだりを見る限り、それも負け惜しみのように感じられるのは勘繰りすぎであろうか。

いずれにせよ、江崎が蔵入地であることを笠に着て、益田家給領側の權益を脅かしている¹⁹⁾という意識があったのは確かである。それ故、益田家側は

19) 益田家が言うように、江崎浦は蔵入地であるが故に優位な立場にあったかという点、必ずしもそうではない。むしろ、益田家給領の方は、領主が永代家老という高い家格を有していたため、当職などの藩政要路に太いパイプがあったし、益田氏自身が当職である場合も少なくなかった。しかも、益田家家臣がそのパイプを通じて萩での交渉を担うのであるから、代官や手子に対してしか交渉窓口のない蔵入地に比べて、遙かに有利であったことは否めない。例えば、この元禄2年の宇生網代を巡る争論でも、須佐側は当職毛利市正に対して、その手子国重三郎兵衛を通じて様々な働きかけを行ったり、当職の意向を聞き出したりしている（益田家文書51-300-2など）。むしろ不利な立場にあったのは江崎側であろう。

この元禄2年の裁定を心底納得してはおらず、この後も下田万沖における漁場をめぐる、益田家給領地側と江崎浦の間での争論が完全に姿を消すことはなかったのである。

例えば、益田家における網代争論記録の目録と思われる「網代一件付立」²⁰⁾を見ると、この元禄2年以降も、以下の様な争論があったことがわかる。

寛政10 (1798) 年12月 須佐浦之内尾浦真ノ口名島へ新規大敷網尾浦より
敷付、江崎差間ニ付立銀一件

享和元 (1801) 年7月 長とろ大敷網代之儀ニ付江崎と尾浦と懸相一件

文化2 (1805) 年12月 ミの首大敷網代、江崎立銀敷付候事

文化6 (1809) 年2月 下田万宇生赤嶋へ江崎より大敷新網代敷付一件

文政10 (1827) 年正月 尾浦ミの首大敷網代、江崎より立銀一件

この内、寛政10年の名島大敷網代の事件は、江崎湾口(真ノ口)付近に位置する名島に尾浦が大敷網を敷こうとしたところ、江崎浦の漁場が魚道を塞がれて迷惑するため、その差し止めを求めたものである。しかし、名島は須佐浦の領海であり、網代に関しては江崎浦に何の権利もなかったため、尾浦が新網代を差し止める見返りに、江崎浦が代償として立銀を提出することで決着した。

また、元禄2年に尾浦の網代とされたミノ首網代は、その後中絶していたようだ。このため、天明元(1781)年には、向津浦の久右衛門という者に、立銀をもって預けたいと尾浦では申し出ている²¹⁾。これに刺激されたのが江崎浦であった。江崎浦にとって、ミノ首網代は下田万沖の漁場の真ん中に突き刺さった棘のような存在であり、江崎浦の漁業の支障になることもあったらしい²²⁾。そこで、寛政期頃から文化・文政期にかけて、江崎浦は須佐側に対して立銀を支払ってこれを預かるようになった。ミノ首網代の漁業権が依

20) 益田家文書7-3-9。

21) 益田家文書11-20-6「大浦村吟味市郎左衛門等連署願書」(天明元年閏5月16日)。

22) 益田家文書24-79「江崎・尾浦懸り相一件ニ付市川三右衛門・渡邊治右衛門取計振不及落着次第」(天保7年5月)によれば、尾浦によるミノ首大敷網が間敷を偽って沖に延びているとして、江崎浦が敷替えを要求している。この争論は史料が断片的で詳細は不明だが、江崎浦の漁業に、ミノ首大敷が支障になっていたと思われる。

然として尾浦にあったからであり、元禄の裁定が100年以上たっても生きていた様子がわかる。

以上の二つの事例は、旧来の漁場秩序の範囲内で決着しているが、その一方で、新たな動きも見られた。それが、同じく下田万沖に設けられた「長とろ」、「赤島」の大敷新網代をめぐる争論である。

長とろ大敷網代²³⁾は寛政2（1790）年に江崎浦によって創始されたものである²⁴⁾。その際、江崎浦では尾浦と話し合い、「右之所柄御領（益田領・筆者註）之海ニ而、江崎と尾浦入相ニ漁事仕来り之場所ニ付」という理由で、新網代の立銀²⁵⁾八十文銭160匁の半額80匁を、寛政3年から寛政12年までの10年間、毎年、尾浦へ納入することになった。

しかし、江崎浦があっさりこれを容認したのはなぜであろうか。そもそも元禄2年の裁定では、下田万沖の海は益田家給領の領海ではあるが、漁場は網代も含めて江崎浦のものとされていたはずで、尾浦が入相で認められていたのは釣漁だけであった。この原則に従えば、益田家や尾浦の側が、江崎浦の新網代に干渉したり、立銀を要求できるはずはなかった。

実はこの件で江崎浦は大きな失態を犯していた。江崎浦では明和6（1769）年に火災によって重要な証拠文書を焼失²⁶⁾しており、この寛政2年当時、誰もが元禄2年の代官草刈喜平次の裁定を失念していた。だから易々と立銀納入の契約を結んでしまったのである。しかし、先述した寛政10年の

23) この網代の位置は史料上で特定できなかったもので、図表4では「下田万磯宇生之網代江引統長戸呂と申所江、江崎より大敷網敷付候」（後掲益田家文書11-37）という表記に基づいて宇生の網代の近辺に推定で示した。ただ、この海域の網代を描いた「須佐海岸略図」（毛利家文庫・絵図435、年代不明）では、「新網代此伊島より沖江はる、江崎ヨリ」という記述があるので、田万川河口の無人島「い島」付近の可能性もある。

24) この長とろ大敷網代をめぐる争論については、益田家文書11-37「下田万磯長戸呂大敷新網代之儀ニ付江崎と尾浦懸相差起り御代官所より之扱人罷出内済一件之記録」（享和元年7月1日）による。

25) 江崎浦は、元禄期に認められた宇生網代以外の新規の大敷網については、藩に操業許可を申請し、相応の運上銀を浦立銀とは別に上納していた。その半額相当分が別に尾浦へ支払われたと思われる。

26) 山口県行政文書・県庁文書・戦前A・農業506「旧藩漁業制度取調書（厚狭郡・豊浦郡・阿武郡・赤間関市）」（山口県文書館所蔵）の江崎浦の項目に記載あり。

須佐領名島大敷の争論の際、江崎浦は草刈の裁定の写しを初めて目にするようになる。そして初めて、長とろ大敷網代について尾浦に立銀納入するいわれのないことに気づいたのだった²⁷⁾。しかし、10年契約を途中で破棄する訳にもいかなかったので、年限明けの享和元(1801)年から、須佐側に年限延長を申し出ず、立銀も払わずに長とろ大敷を操業することにした。当然、須佐側はこれに反発することになり、この結果、再び下田万沖の網代を巡る争論が発生したのである。

この争論における主張の正当性は、元禄の草刈喜平次の裁定に照らせば、明らかに江崎側にあった。しかし、須佐側は、「元禄之書物、宇生網代之儀ニ付双方申合仕候ニ付而之御沙汰物ニ而、網代之義ハ如古例江崎之漁場と^(こそ)祐有之候、如古例と候而者宇生網代ニ相限り候儀、左候へ者新網代取立候時者、御領海之儀ニ候へハ此御方(益田家)落着之上ならて者敷せ候様不相成筋」と主張して反論した。つまり、元禄の裁定は宇生の網代に限定されたもので、今度の新網代には適用されないというのである。どう見ても、それは裁定の字面のみを捉えて、その本質を強引に曲解したものというほかない。

両者を調停することになった奥阿武郡代官松野文右衛門も、江崎の主張の正当性を認めていた。松野との交渉に吉部の勘場へ赴いた益田家家臣荻野直左衛門は、松野の発言を次のように報告している。

(前略) 於拙者存候処茂、元禄弐年之書渡、於江崎ハ長磯頭より石州境鑪崎迄江崎之漁場と心得可申儀、此度之出入事表方ニ相成御詮儀之節ハ、右文面を以御詮儀ニ可相成、多クハ江崎心得之通可被仰付儀哉と存候、元禄之比宇生網代・ミのくひ網代之外無之と候而茂、それ者須佐方之御内落着ニ而、文面之所ニてハ江崎落着前ニ相決可申儀と存候、其上此儀只今之通須佐方簡之筋茂無之而者、始終於拙者茂たとへ役落ニ成候由茂致方無之、表方申出之外無之儀と存候(後略)

27) この段階で、江崎浦に10年契約破棄の動きがあったようで、その事情を奥阿武郡代官が諮問した際の江崎浦の回答書が、前掲「旧藩漁業制度取調書」に収録されている。史料名は「寛政十年長戸呂網代差継之節、元禄弐年御代官草刈喜平治殿御書下ケ、江崎浦受海定格御下問之節答申書」(江崎村庄屋年寄連署、寛政10年12月)。

松野は、元禄2年の裁定に従えば、明らかに江崎の主張が正しく、これが藩の上層部（表方）の裁定に持ち込まれば、間違いなく須佐側が敗訴すると言い切っている。さらに、もし須佐側が妥協しなければ、自分が代官としての落ち度を問われるかも知れないが、表方に決着を申し出る外はない、と強く牽制している。しかし、須佐側はなかなか折れようとはしなかった。

最終的には、内済で事を収めたい松野文右衛門が譲歩し、彼の意を受けた内済取扱人が派遣されて調停が行われ、争論は決着した。その際、江崎浦側から出された締書²⁸⁾は以下のようなものだった。

覚

一今度長戸呂江、江崎より大敷網敷付候ニ付、江崎ト尾浦懸り合之儀致出来、為御取扱地福村御庄屋市郎治殿・宇田村御年寄金子甚吉殿御出張ニ而入割被仰聞、元禄貳年御書渡之通相心得候様との御事奉得其意候、然ル所近年漁業も盛り候ニ付、御領海之道理江対し、江崎より年々八十文銭五拾目宛永々差出、後年以争論不仕様ニとの御事、浦中申合候所ニ、御取扱之通右之員数永々差出可申候、然ル上ハ是迄之通両浦共ニ万端睦敷申談、以来之儀全御厄害申出仕間敷候、為後年ヅリ書取替申所如件

享和元年

酉六月

漁人惣代

源蔵（外五名）

（江崎村庄屋・年寄連署奥書、省略）

須佐御庄屋

庄左衛門殿

同御年寄

美濃助殿

これによれば、まず最初に元禄2年の書渡（裁定）に従うことが確認されているが、これはあくまで建前に過ぎない。重要なのはその次の部分である。すなわち、近年は漁業も盛んになっており、新網代を取り立てる海域が益田家の領海である事に配慮して、江崎浦は年に八十文銭50目を、永代に益田家に上納することにする、という取り決めである。言うまでもなく、この後半部分が益田家に対する譲歩であった。これを、それ以前の契約（寛政3～12年）と比較すれば、尾浦に対する「立銀」という名目がなくなり、納入額も

28) 益田家文書11-39-3。ただし破損で開けないため、同29-24の写しによる。

減少している。前者は、この海域の網代が尾浦と入相の漁場と取られかねない名目を否定して、婉曲に江崎の漁場であることを主張する意味合いを持たせたものであり、後者は単純に江崎浦の負担の軽減である。これらは江崎浦および代官に対して益田家側が示した譲歩であろう。

この争論で益田家が最後まで固執したのが、下田万沖の領海権の問題であった。これについては、勘場へ交渉に赴いた荻野直左衛門の交渉でも「領海之詮相立候目途無之而ハ折相之取計無覚東存候」として強く主張されていた。最終的に、代官松野文右衛門はこれに譲歩することになったのだが、益田家の意図が単なる体面上のものでなかったことは、最終的に須佐・江崎間で取り交わす締書の文言修正を巡る益田家中の対応から読み取れる。例えば、その文案で「元禄貳年御書渡之通」の削除を希望しているのは、その存在自体が益田家・尾浦側に不利だったからであるが、さらには「御領海之道理」という文言の削除までを検討しているのはなぜであろうか。実は益田家は、御領海の道理に対して江崎浦が八十文銭50目を払うという取り決めになってしまう事を嫌っていたのである。なぜなら、そうなれば江崎浦の出銀が長とろ網代に対するものではなくってしまい、「後年二至万一脇江又々江崎より新網代取立候共、尾浦より申分無之と、於江崎ハ相心得可申様被考」という危惧を益田家は抱いていた。これは則ち、今後、江崎浦が新規の網代を取り立てる度に、益田家および尾浦が、領海権に基づいて出銀を要求しようとする意図を示している。つまりは、正保期に放棄してしまった下田万沖の漁業権に再び干渉し、その支配権を強めたいという主張が益田家側にあったのである。それ故に、その主張は、この地域の浦方制度の根幹を揺るがしかねない性格を持っていた。

しかし、松野文右衛門の意向を受けた扱人らは、益田家の文言修正要求を基本的には断った。しかし、結果的に完成した締書の内容を総体的に見れば、元禄2年の裁定を原則とするといいつつ、実際にはそれが形骸化され、益田家の領海権が江崎浦の漁業権に干渉する事を認める決着となっている。内済にありがちな玉虫色の内容であった。こうして、元禄2年以後の下田万沖に

おける江崎浦の漁業権は、益田家の領海権の前に大きな制約を受ける事態になった。

その現実はずぐにやってきた。文化5（1808）年3月、江崎浦の漁民は宇生赤島近辺で新たな大敷網代を開発しようとした。これはすぐに尾浦の耳に入り、我々に一言の断りもなく新大敷網代を取り立てるとはいかなる所存か、と争論になった。その後の経緯は、享和元年の長とろ大敷網代をめぐる争論とほぼ同じ展開をたどる²⁹⁾。益田家および尾浦が領海権を持ち出して代官に申し入れ、結局、翌文化6年2月、江崎浦はまたしても八十文銭15匁を益田家へ納入する締書を書かされる羽目になった。享和元年の一度の妥協が、その後の先例となってしまう、江崎浦の漁業権に大きな制約となってしまったのである。江崎浦はさすがに嫌気が差したのか、この赤島の大敷網代を早々に放棄したようだ。しかし、この後も新網代を取り立てようとする度に益田家・尾浦の干渉を受けるのは明らかであり、このことが江崎浦の漁場開発意欲を大いに抑制したであろう事は想像に難くない。

以上の如く、証拠文書の焼失という江崎浦の失態と、内済を重視する代官の妥協が、益田家の領海権につけ込まれる隙を与えてしまった。こうしてこの地域の漁場秩序は徐々に益田家の領海権に浸食されることになった。

8、下田万村の漁業進出と江崎浦

こうした状況の中で、さらに江崎の漁業権を脅かすことになったのが、同じく益田家給領である下田万村における漁業進出の動きであった。その主体となったのが同村の湊である。田万川河口に位置する湊は、寛永検地以降は地方として把握されるが、江崎に移される以前に浦方が置かれていた地だけあって、もともと漁業集落としての適性を有していた。正保4年の「大谷伊賀覚書」で、下田万村に留保された「針藻」刈りなどの磯稼ぎの担い手は、この湊の住民だったと考えられ、江崎に漁民が去った後も半農半漁の生活が営まれていたようだ。この湊が本格的な漁業を開始すれば、当然、下田万沖

29) 益田家文書29-24「大浦美濃首一件并ニ宇ふ赤磯網代之事」。表題は「赤磯」とあるが、本文では「赤島」。

を漁場とする江崎浦へ大きな影響を及ぼすことになる。

この間の事情について、天保4（1833）年の「聞合覚」³⁰⁾から見ておきたい。この史料は、天保3年に発生した下田万村湊と江崎浦の間における漁業争論を調査した藩の直横目によって作成された報告書と推定される³¹⁾。

湊における本格的な漁業については、天明2、3（1782、3）年頃より鰯網を引くようになり、この時点で江崎浦と対立している。この鰯網は地引き網ではなく、沖合いで操業する引網の類だったらしい。江崎浦がこれを見咎めて網を取り上げたのは、この海域が、江崎浦の浦石に基づく正規の漁場であり、地方である湊は沖合で漁をする権利を持たなかったためである。この時は詫びを入れて内済で片付いたようだが、その後も密かに鰯網漁を行ったらしく、ついには天明5（1785）年、代官の沙汰を仰ぐ事態となった。代官村田四郎左衛門は、当初、江崎・尾浦の漁事の妨げになるという理由で湊の漁業を差し止めたようだ³²⁾が、その後、鰯漁は地方の肥しになるので許可してはどうかと江崎浦に打診している。しかし、江崎浦が拒否したため、その話は沙汰止みとなった。天明6年には、下田万村の方から、「古格之通ニ漁事相成様」という出願もあったようだが、この時も決着しなかった。史料上「古格」が何を意味していたかは不明であるが、かつて湊に浦方があったという来歴を主張した可能性が高い。湊側が、その漁業権の獲得を目指して何らかの動きを起こそうとしていたことがうかがえる。しかし争論の決着を見ないまま、その後も湊の鰯網漁は続けられ、しまいには江崎浦もこれを黙認するようになったらしい。しかし、争論の火種はくすぶっており、それが再び表面化したのが天保期であった。

天保3（1832）年冬、湊の者はわかな鰯網（ハマチ網）を引くようになった。また、密かに始めた釣漁も、最近では江崎浦漁民の前でも堂々とする有様であ

30) 益田家文書1-93（天保4年9月）。以下の記述は主としてこれによるが、同家文書17-97「直横目弥一左衛門聞合覚書（前欠）」でも補足した。

31) 端裏書に「天保四巳九月朔日大和七兵衛より受取候」とある大和が当時、横目方の人物であったこと、また、同様の史料（同家文書17-97）の差出に「直横目弥一左衛門」とあることから推定した。

32) 前掲「旧藩漁業制度取調書」所収の奥阿武郡代官村田四郎左衛門沙汰書（天明5年4月）。

り、これを咎めても逆に「ここは自分たちの海だからおまえ達が出て行け」と言うことすらあった。それどころか、同年6月、龍神祭礼（江崎湾口の龍神社の祭礼）の休漁日に、湊の者は多人数で烏賊・鯖釣場へ乗り出し篝火を焚くという挑発行為に及び、怒った江崎の若者との間で喧嘩沙汰を起こしたりもしている。明らかにこの時期、江崎と湊の間の対立が激化しつつあった。

この内、湊が始めた飯網は、先の鯛網とは比べものにならない本格的な網漁で、完全に地方百姓による農閑余業の域を超えている。飯の商品価値からして、肥し用などという言い訳も通用しない。これが認められれば、下田万沖における江崎浦の漁業権は甚大な打撃を蒙る危惧があったし、また湊側の漁場侵害も目に余るものとなってきたため、江崎浦ではこれを代官所に訴え出たのである。代官は当面、湊の飯網差止の命を下すとともに、事情調査のために直横目が派遣された。

この争論の原因を探ると、一人の人物の存在が浮かんできた。湊畔頭の児玉与三右衛門である。彼は財力も知恵もある人物で、庄屋からも一目置かれる存在であったらしい。そして、湊で始まった鯛網や飯網なども、全ては彼が資金を提供して行われた事であったという。なぜ与三右衛門はこうした行為に奔走したのか。史料では彼の願望を「自身一生ニ何卒網其外諸漁共ニ勝手次第相成候様仕置度、わかな網引候様相成候ハ、鯛網大敷等茂拵へ置度」とか、「湊之方浦方之名目ニ仕度」と記す。つまりは、今では地方となっている湊を再び浦方にして、網漁などを自由に行える漁業権を確保したい、というのが彼の願望であった。そのため、飯網や鯛大敷などを行うことで、湊が事実上、浦方並みの漁村として発展している実績を示し、江崎浦の漁場となっている自村沖への浸透を図っていたのである。彼は、領主である益田家に対して強硬に頼み込んだり、天保4年春に調査が行われた戸籍帳に湊の漁船を付け出すなど、あらゆる機を捉えて湊の浦方化を働きかけていた³³⁾。おそらく、釣漁での暴言や龍神祭での夜焚なども、敢えて争論に持ち込んで浦方化を実現しようとする彼の意志が働いていたと思われる。

33) 戸籍帳の漁船の記載は、浦方以外が漁船を付け出す先例がないということで、大庄屋が却下している。

この動きは、直接的に漁場を侵害される江崎浦だけでなく、藩にとっても看過できない問題であった。与三右衛門の主張や行為は、藩の浦方制度の根幹に関わるものであったからである。浦石（特に海上石）に基づいた漁場を有する浦方の漁業権が最優先されるという原則がある限り、地方に過ぎない湊の行為は否定されるべきものであった。なおかつ、貞享検地を最後に、新たに浦方が取り立てられた例は皆無であった。万一可能性があるととしても、それ相応の来歴と海上石が設定できる漁場の存在が必要であった。湊の来歴は、たしかにかつてここに浦方が存在したかも知れないが、それは全て江崎浦に移ってしまっており、主張の根拠とはならない。また、下田万村沖合の海面の漁業権も、元禄2年の裁定で、明確に江崎浦に継承されており、湊には入り込む余地がなかった。その意味で、湊には、先に見た惣郷村尾無のような、前海を漁場とする非公式な形での浦方化の道も閉ざされていたのである。勿論、江崎浦がその海上石を湊に分知すれば湊浦が出現する可能性もあった。しかし、ただでさえ狭い漁場に苦しみ、須佐側の圧迫を受けていた江崎浦がこれを認めるはずもなかった。残る可能性は、江崎浦の浦立銀の一部を下請けして、その端浦となることであったが、これも支配違いであるが故に絶望的であった。

したがって、こうした湊の動きを、代官所は一蹴できたはずであるが、実際はそうもいかなかった。下田万村が益田家の一郷一村知行地だったからである。

天保3年、江崎浦年寄安江藤兵衛は湊の鮎網差し止めを、まずは益田家に願ひ出た。その際、同家裏判役松原吉兵衛は、下田万沖は益田家の領海であり、しかも須佐浦が70石余の海上石を負担しているのであるから、湊の鮎網操業は問題ないという見解を示している。つまりは、尾浦取立と同じ論理、すなわち須佐浦の海上石の一部を湊に与えれば、浦として取立可能であろうという考えである。しかし、尾浦は同じ須佐村内部での浦方取立であり、須佐浦の漁場を分与することが可能であったが、下田万村の場合は全く事情が異なる。そもそも下田万沖の漁場は江崎の53石の海上石が設定された漁場で

あり、例えそこが益田家の領海であるとしても、須佐浦の海上石を分与できる筈がなかった。しかし、益田家はこの道理を簡単に納得することはなかった。こうして、江崎浦はやむなくその決着を代官所に委ねたのだが、代官側も益田家に遠慮してか、明確な裁定を先送りにしてしまったらしい。

この天保4年の争論がどのように決着したかは、史料がないため不明である。しかし、天保13（1842）年に湊が、飯網漁事を許可できないのであれば、下田万村の黒崎の手前の馬喰という所で大敷網漁を行いたいと、須佐の田屋元（須佐益田家館）へ出願している³⁴事から考えれば、代官側は湊の飯網を当面中止したまま放置していたと思われる。この馬喰大敷網については、江崎浦に地下尋が行われたが、「右場所ノ義ハ古来ヨリ私共（江崎浦）夏分餌鳥賊・鯨・鯖、為重漁場ノ上、四ツ張網第一ノ場所ニ御座候」という理由で拒否している。その後、この件がどのように処理されたかは確認できないが、大敷網が許可されることもなかったと思われる。

そして、湊の動向が次に史料に表れるのは、さらに10年以上後の安政2（1855）年のことであった。同年2月20日付で下田万村庄屋大谷六郎左衛門が、江崎村庄屋安江兵左衛門に宛てた書状によれば、「先日、田万川河口の湊の浜に飯が多数押し寄せたので、最初は五智網（手繰網）で獲っていたが、獲りきらないので、若者がつつい飯網を持ち出してしまった。これを江崎浦の漁人が見咎めたのだと思うが、今後はこのようなことがないようにするので勘弁願いたい。」という内容が記されている。こうした詫び状が出されていることから見て、飯網は禁止されていたと思われるが、実際はどうだったのか。それについては「先年田万飯網ノ義被差免候へ共、漁場ノ義ニ付不定ノ義モ有之、追テ何分御沙汰被仰付候迄、現網差出候義差控候様トノ御事」という記述がある。つまり、下田万（湊）の飯網は、いつの時点か定かではないものの、許可だけはされていたらしい。ただし、それを使う漁場が定まらないため、沙汰があるまでは、この網の使用を差し控えておく様に命じられていたのである。おそらく代官所の命であろうが、湊（およびその背後に

34) 以下、天保13年から安政2年の事例は、前掲「旧藩漁業制度取調書」による。

ある給領主益田家)の主張を立てつつ、実に巧妙に湊の飯網を有名無実化している。これが、天保初年以来の湊と江崎浦の争論の落としどころだったと思われる。

結局、藩の浦方制度が存在する以上、江崎浦の漁場である下田万沖の海面の利用が認められる見込みはないのであり、湊の飯網は禁止同然の状態に置かれざるを得なかった。このため、「右書面(下田万村庄屋の書状)差越候テヨリ明治九年迄ノ間故障更ニ無之候」と江崎浦はコメントしており、藩政期中は、どうにか湊の漁業進出が押さえられていたことがうかがえる。湊が漁村として自立を果たすのは、廃藩を待たねばならなかった。

9、おわりに

以上、益田家文書を主たる素材に、須佐を中心とした益田家給領と、その周辺諸浦との間での漁場関係や争論を見た。最後に、これらの分析をまとめておきたい。

まず、藩の浦方制度の原理であるが、これは確かにこの地域の一郷一村知行の給領主であった益田家や児玉家によって部分的に動揺してはいるものの、その基本的枠組みは近世末まで貫徹されていたとみるべきである。固有海面が少ないにも関わらず、下田万沖の漁場を保障された江崎浦の存在そのものが、それを如実に示している。時代とともにどんなに給領主側の主張が強くなり、藩や代官が妥協を示しても、浦方制度の根幹である海上石に基づく漁場という一線だけは決して譲歩されていない。だからこそ、下田万村湊の漁場は藩政期中には絶対に認められなかったのである。

一方、益田家などの給領主は、その給領内の漁業集落における漁業発展を肯定し、独自の浦方制度を展開しようとする動きを時代とともに強めていく傾向にあった。こうして出現したのが、益田領須佐村の尾浦や児玉領惣郷村の尾無の実質的な浦方化の動きであり、益田家による下田万沖の領海権に対する主張であった。しかしながら、こうした動きも、結局のところ、藩の浦方制度の間隙を縫うものでしかなく、その基本的枠組みを越えることはでき

なかった。

ただ、その最大のあおりを受けたのが、江崎浦であったことは間違いない。江崎浦は、明治26（1893）年、旧藩時代の漁業制度を回顧して次のように述べている。「元禄年度以来、漁場ニ付須佐浦（尾浦を含む・筆者註）并ニ下田万村等ヨリ故障差起申候、名目ハ須佐或ハ下田万ナルモ、内実益田家ヲ相手ト致候故、御代官猶郡奉行等、該家ニ対シ御気兼筋有之候歟、毎々御裁定方不充分ニ御座候」³⁵⁾と。江崎浦の偽らざる心境であろうし、この地域の漁業秩序に、益田家の存在が大きな影響を及ぼしていた事実がよく表れている。江崎浦は、その漁業権を最優先に保護されるべき本浦だったにもかかわらず、おそらく藩内で一番不安定な立場に置かれていたのではないだろうか。

その一方で、近世期中についに漁業権を確立し得なかった下田万村湊の存在は、萩藩の浦方制度の別の側面を象徴している。浦方制度は、近世初期に設定された浦方の権益を保護するものである以上、逆に下田万村湊のような新興漁村の発展の芽を摘み取る性格も秘めていた。その意味で、萩藩の浦方制度は、時代とともに実態と乖離を生じ、逆に漁業発展を阻害する桎梏と化していったという評価も、また可能なのである。

【付記】本稿は、平成15～18年度科学研究補助金・基盤研究（A）（2）「大規模武家文書群による中近世史料学の統合的研究－萩藩家老益田家文書を素材に－」（研究代表・久留島典子、課題番号15202018）による研究成果の一部である。

35) 前掲「旧藩漁業制度取調書」。